

33 熊本県大津町におけるマンション給排水設備等からの騒音等による健康被害等責任 裁定申請事件

(平成21年(セ)第12号事件)

(1) 事件の概要

平成21年12月24日、熊本県大津町の住民2人から、マンション所有者1人及び1社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが、それぞれ所有するマンションに設置した給排水設備等から騒音等を発生させたことにより、近隣に住む申請人らが耳鳴りの健康被害等を受けたとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計3,404万3,240円の支払を求めるというものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。